

## 「次世代育成支援対策地域協議会」会議録要旨

日 時：平成27年2月20日（金） 午後1時から午後2時30分まで  
場 所：宮城県行政庁舎4階 特別会議室  
出席者：足立智昭会長，君島昌志副会長，池川尚美委員，奥村秀定委員，  
紺野満理子委員，佐藤淳一委員，佐藤宏郎委員，清野正信委員，  
中野みゆき委員，平塚幹夫委員

## 1 開会

司会（子育て支援課 江間副参事兼課長補佐）

- 本日は所用により，阿部委員，大橋委員，小林委員，佐々木委員，高山委員が御欠席ということで御連絡をいただいております。従いまして，委員数15名に対し，10名の出席をいただいております。次世代育成支援対策地域協議会条例第4条第2項の規定によりまして，本日の会議が有効に成立しておりますことを御報告申し上げます。

## 2 挨拶

山口保健福祉部次長

- あとわずかで東日本大震災から5年目を迎えますが，東日本大震災では，震災遺児・孤児1,059人を始め，多くの子ども達が被災しており，心のケアなど，継続したきめ細かな支援が必要な状況にあります。委員の皆様には，それぞれのお立場でご尽力いただいております。厚く御礼申し上げます。県といたしましても，そうした子ども達が安定した生活を送ることができるよう，引き続き支援に取り組んでまいりますので，今後とも御協力をお願い申し上げます。
- 御審議いただいております「みやぎ子ども・子育て幸福計画第Ⅰ期」は，子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業支援計画」と一体的に策定するものであり，本県の将来を担う子どもの健全な育成と，子どもを生き育てやすい地域社会づくりを総合的に推進するための大変重要な計画であります。
- 委員の皆様のこれまでのお力添えに感謝申し上げますとともに，策定後も実効性のある計画となりますよう御意見等をいただきながら本計画を推進してまいりたいと考えておりますので，改めて皆様に御協力をお願い申し上げます。御挨拶とさせていただきます。

## 3 説明事項

- (1) 「みやぎ子ども・子育て幸福計画（仮称）第Ⅰ期（最終案）について」事務局より資料1-3を使用して説明

○ 始めに、(1)の「認定こども園の目標設置数及び設置時期」について、前回の会議でお示ししましたとおり、本計画では、子ども・子育て支援法に基づく基本指針に基づき、設定区域ごとの目標設置数及び設置時期を記載することとなっております。

○ 目標設置数につきましては、基本的に各市町村による意向調査の結果等に基づき、計画最終年度までに認定こども園に移行する予定又は移行する方向で検討している施設数の合計としております。

しかしながら、昨年度市町村が実施した住民に対する利用意向調査の結果では、概ね全ての市町村において、認定こども園の利用希望があり、今後の利用希望が見込まれることから、計画最終年度までに「各区域に最低1箇所以上設置されること」を目標に掲げることとしております。

なお、県全体の設置目標は124箇所となっております。

○ 次に、(2)の「幼児期の学校教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保」について、こちらの表は、「3～5歳」と「0～2歳」の年齢別、「仙台区域以外」と「仙台区域」の区域別に記載しております。

全体的な傾向といたしましては、下の棒グラフにありますとおり、量の見込みは平成29年度にピークを迎え、平成30年度以降は徐々に減少傾向となる見込みとなっております。

また、過不足欄を御覧いただくと、不足が生じているのは、「0～2歳」の「仙台区域以外」の平成27年度のみとなっておりますが、こちらの表は、設定区域や認定区分毎に区分せず、積み上げた数値となっておりますので、下の※印にありますとおり、過不足欄が正数であっても、区域毎の量の見込みと確保方策を比較した場合には、不足が生じている区域がございます。

なお、設定区域毎、認定区分毎の数値につきましては、資料1-1の14ページから48ページにかけて記載されておりますが、全ての区域において、平成29年度末には待機児童が解消される見込みとなっております。

○ 次に、(3)の「幼児期の学校教育・保育に係る人材の確保」について、各市町村の量の見込みや提供体制の確保の内容、過去の実績等を踏まえて算出したものでございます。

<提供体制の確保のために必要となる人数>は職種毎に必要な人数の総数となります。

職種毎に7行に分けて記載しておりますが、上の3行は教育・保育施設に従事する者、下の4行は地域型保育等に従事する者となっております。

全体といたしましては、先ほど御説明いたしました量の見込みと同様に、平成29年度まで増加し、平成30年度以降は徐々に減少する見込みとなっております。

なお、下の枠内にありますとおり、既存の保育所又は幼稚園から幼保連携型認定こども園に移行する場合、移行前は保育士又は幼稚園教諭、移行後は保育教諭として<提供体制の確保のために必要となる人数>に計上しているため、幼保連携型認定こども園の普及に伴い、保育士及び幼稚園教諭の必要人数が減少し、保育教諭の必要人数が増加する見込みとなっております。

人材の確保につきましては、保育士人材バンクの活用や保育士の処遇改善などにより確保

していくこととしております。

- 数的目標等に関する説明は以上となりますが、中間案からの修正箇所、数値の変動等の詳細につきましては、資料1－4のとおりとなっております。

足立会長

- ただいま事務局から説明事項（1）「みやぎ子ども・子育て幸福計画（仮称）第Ⅰ期＜別冊＞（最終案）について」の説明がありました。  
始めに、事前に各委員から寄せられた御質問や御意見に対する事務局からの説明をお願いします。

事務局

- 紺野委員から事前に寄せられた御意見に対しまして回答いたします。  
「子どもの生活習慣の改善策について、「食育」は社会的に認知され、改善されつつあると思うが、睡眠時間については、保育・教育現場で問題視されてきているにも関わらず、十分に議論されていない。現代の子ども・親の生活習慣の実態から、睡眠の心身に与える影響について、今後きちんと調べていくことが必要ではないか。「睡眠教育」を取り上げていくべきと思うがどうか。」との御意見がございました。
- 県では、子どもの健全な育成のため、食育の推進とともに、睡眠についても非常に重要であると認識しております。  
リーフレットを参考配布しておりますが、県教育委員会では、「しっかりねる、きちんとたべル、よくあそぶ、すこやかにのびル」の1文字ずつを取りまして、「ルルブル」の普及啓発を図るため、様々な取組を推進しています。  
リーフレット「ルルブル チャレンジ手帳」や「ルルブルのすすめ」につきましては、その取組の一部でございますが、基本的な生活習慣を身につけるための知識の普及のため、県内の幼稚園・保育所、小・中学校で配付しております。また、生活習慣に関する実態調査を実施するとともに、東北大学川島教授をはじめとする学識経験者や各種団体、保護者などで組織する「学ぶ土台づくり」推進連絡会議において、基本的な生活習慣の現状、課題を共有しながら議論をしております。  
今後も、学校・家庭・企業等の関係機関と連携・協力しながら、子どもの基本的な生活習慣の定着促進のための普及啓発活動を行うなど、子どもの生活習慣確立に向けた取組を社会全体で推進してまいります。

足立会長

- ありがとうございます。紺野委員の質問に対する回答を頂きました。  
それでは、先ほどの事務局からの説明に対する御質問、御意見はございますか。

池川委員

- 今回、修正が入った放課後子どもプランですが、その中で、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な取組を進められるようなという表現になっているところがあります。国

で出している放課後子ども総合プランは、一体的に又は連携してという言葉が出ているのですが、この「一体的」というのがやっかいな言葉で、一緒にやるように混同されているところがあるようにお聞きしております。

内容を見れば、それぞれの役割、機能を残したまま連携していく、同じ学校の中、敷地内、敷地外であったとしても連携していくものとなっているのだと思いますが、あえてこの連携という言葉をととしたのは何か意図があるのかというところをお聞きしたいと思います。

足立会長

○ 事務局いかがでしょうか。

事務局

○ 国の趣旨に沿ってこの計画を作っていくかと思っておりますので、特に連携型を落とした趣旨というのはございません。一体的な取組というのには、一体型と連携型の両方を含むものと考えておりますので、国で考えている取組をそのまま進めていきたいと考えております。

池川委員

○ そのように答えていただいて安心したのですが、ここだけ読むと誤解されるのではないかと、むしろ連携してという言葉だけにしたほうがいいのではないかと感じておりましたが、解釈は十分されているということで承知いたしました。

奥村委員

○ 子ども・子育て支援新制度では、施設型給付を受ける認定こども園等と、施設型給付を受けないで私学助成で運営する幼稚園があると思います。

考え方としては、平成28年以降に認定こども園あるいは施設型給付への移行を目指すと思うのですが、移行しない私立幼稚園に対する財政的な支援は、移行後と比べてどのくらいの違いがあるのか、財政的支援の状況を教えていただきたいと思います。

事務局

○ 私学助成につきましては、私学文書課で所管しておりますので、当課ではっきりと答えることができませんが、基本的には、私学助成にも配慮するという考え方になっております。ただし、新制度は消費税を財源に充実を図っていくことになっておりますが、私学助成には消費税財源が入りません。そこは各年度の予算編成の中で決定していくということになります。

奥村委員

○ 施設型給付を受ける認定こども園の方が、財政的には支援が手厚いと理解してよろしいのでしょうか。

事務局

- その比較はできないのですが、新制度は消費税が財源になっておりますので、充実が図られるということになっております。

奥村委員

- もしそうであれば、私学助成を受ける施設が認定こども園に移行していくことになると思うのですが、財政的に今までの私学助成の方が有利であるというようなことになる、認定こども園に移行しないケースというのがあると思います。まだこれからの話ですが、その辺りをお聞きしたいと思います。

事務局

- 認定こども園が受ける施設型給付につきましては、定員が大きくなればなるほど補助単価が低くなるという構造になっております。私学助成は、基本的には定員規模による違いはないことから、特に大規模な幼稚園ほど有利、不利というのが出てくるということは聞いております。

奥村委員

- 具体的に認定こども園には移行しないという話はまだ上がってきてはいないのでしょうか。そういう施設から施設型給付への配慮などの要望はないのでしょうか。

事務局

- もともと幼保連携型こども園につきましては、基本的に1つの施設になりますので、施設長に対する給付が1人分となっております。従来は幼稚園と保育所と2人分でしたので、1人分が減るという御指摘があったのですが、国において5年間はまだもう1人分も重ねて給付するという方針を出しております。

足立会長

- 他に御意見、御質問はございませんでしょうか。

清野委員

- 最終案17ページ「教育・保育に携わる人材の確保及び質の向上」の「推進する主な事業」に「児童健全育成事業」が記載されています。

来年度の放課後児童クラブの研修は、まだ国のガイドラインも示されていない中ではっきりしていないことがあると思います。事業内容に「新任職員を対象とした研修や、放課後児童クラブに従事する者を対象とした研修を行う」と記載されていますが、現職の児童館職員に対する研修については、どのように考えているのかを確認させていただきたいと思いません。

事務局

- 児童館職員に対する研修につきましては、これまで県子ども総合センターで実施しておりますので、今後も引き続き実施していきたいと考えております。

清野委員

- 事業内容に現職の児童館職員に対する研修のあり方についての文言が入っていませんが、特に問題ではないということよろしいのでしょうか。それも含めての事業内容ということで理解してよろしいのでしょうか。

事務局

- この事業内容にすべて書ききれておりませんが、従来どおりの研修は実施していく考えでおります。

佐藤（宏）委員

- 児童館に関連してお聞きします。

私の保育園の職員が体調を崩しまして、どうしたのかと聞いたところ寝不足だと言うのです。なぜかと聞いたところ、児童館に通う子どもが2人いるのですが、帰ってきて、宿題の面倒を見て、それからいろいろな世話をすると睡眠時間が減ってしまい、それで体調を崩したということでした。

児童館で宿題をやってくればいいのかと言ったところ、児童館の先生は宿題を見てくれないと言うのです。こんな馬鹿げたことを今でもやっているのかと市の教育委員会に確認しましたが、児童館で宿題は教えてはいけないというルールがまかり通っていると言うのです。

児童館に通っている子どもは、ゲームや工作などをやっている暇があるのであれば、宿題をこなして早く寝る方がよほど合理的です。宿題を教えてはだめというルールがあると言うのですが、これをこの際、一体的と言っていますので解消する方向に何とか持っていけないのでしょうか。例えば、教育委員会であれば生涯学習課に先生もいるようですし、ただ単に、安全・安心で子どもをお預かりするだけが児童館の機能であり、それ以上は一切やっていけませんというように聞こえてまいりますので、その辺りをベストにしていきたいと思っております。

池川委員

- 今の御意見は、児童館というよりも放課後児童クラブの内容に関わることではないかと思えます。放課後児童クラブは放課後児童健全育成事業で、学童保育、児童クラブとも言われています。児童館とは別の機能、別の事業であり、そこを混同されているのかと思いました。

佐藤（宏）委員

- 利用者から見れば、どちらも同じことです。

池川委員

- 放課後児童健全育成事業はこれからガイドラインが出てくると思うのですが、放課後子ども教室で学習支援ということは有り得ると思いますし、放課後児童健全育成事業いわゆる学童保育で生活の一部として宿題を取り扱うことも有り得るのではないかと思います。

その子どもにとってどうなのか、発達を支援する立場としてどうなのか、その辺りの理念を今度の認定研修の中で研修していただけるとありがたいと思っております。

足立会長

- 今のことについて事務局はいかがでしょうか。

事務局

- 放課後児童クラブにつきましては、各市町村、事業者が運営をしておりますので、宿題を教えるてはいけないという決まりがあるかどうかは把握しておりません。

紺野委員

- 私が住んでいる市では、宿題を教えるてはだめというところもあれば、教えるていいというところもあり様々でした。今、必ず保育の資格を持った人、あるいは教員の資格を持った人を1名入れていないといけないという形になってきています。教員資格のある人がいるところは教えるているし、また、3年生くらいまでの勉強であれば家庭でお父さん、お母さんが教えるていますから、十分私たちでも教えられる範囲です。

その施設によってばらばらというのはおかしいと思います。それを職員は全然分かっていません。どこまで教えるたらいい、教えるていないというのも話題に上らないです。ですから、別にいいのではないかとということ、勉強を教える仕事ではないから教えるないということもありました。

大崎市内の全ての児童館で子どもたちに分かる範囲で勉強を教えるています。分からないところはおうちで聞くことにしています。それで保護者からは何も言われていないようです。ただ逆に、児童館で勉強して来なさいとみんな言われていますので、その要望に応えるべく、職員は頑張っているのですが、基本的には親がやるべきことだと思いますので、ある程度親に責任を取ってもらいつつ、分かるところは私たちがお手伝いをするという形でやっています。

佐藤（宏）委員

- 私が危惧するのは、行政の縦割りが子どもに響いてくることです。小学校は教育委員会、児童館は福祉部門が管轄していて、お互い干渉してはだめという暗黙のルールがあり、その利益が享受される子どもたちが蔑ろになっているように感じます。

単なる行政の縦割りの都合によって教えるてはだめという捉え方をされているようであれば、そのような発想をやめていただきたいと思っております。

足立会長

- ありがとうございます。紺野委員からもございましたが、私の見ている限りでは、宿題をやっているところもありますし、やっていないところもあるように思います。今のご質問に対してお答えできるようにしておく必要があると思いますが、今すぐにはお答えできないようであれば、後ほどでも結構ですので御回答いただければと思います。宿題を教えるてはいけないということになっていると認識されていらっしゃるわけですが、そのように県として示されているのでしょうか。

佐藤子育て支援課長

- 改めて御回答を差し上げたいと思いますが、宿題を教えるてはだめというルールは特になくはないと思います。ただし、教えるてはならないということもないと思いますので、その辺りに認識を教育委員会に確認して、御回答をするということでもよろしいでしょうか。

足立会長

- あと、池川委員から御意見がありましたが、研修などの際に一貫した対応をしてもらいたいということについては、県としての姿勢が伝わるということが大事かと思えます。御回答を後ほどよろしく願いいたします。  
他に御質問などございませんでしょうか。

清野委員

- 私のいる仙台市の場合、放課後児童クラブを運営するに当たって示されているのは学習支援です。その支援の仕方そのものは、教えるのかどうかというのは別にしまして、学習する機会を与えてあげるといことは、放課後児童クラブを運営していく以上は当然のことと思います。

放課後子ども総合プランの中でも、子ども教室と放課後児童クラブで一体型、連携と出ている中には、放課後児童クラブの場合は生活の場、それから子ども教室の場合は体験学習の場ということで、その目的やねらいは分かれているわけなのですが、放課後児童クラブに属する子どもについては、児童館あるいは放課後児童クラブが生活の場になるわけですから、当然ながら学習ができる環境を整えてあげるのが当然のことと思います。

ただし、それを教えるという形でやるのかというのは別問題とっております。そういう環境を保護者にもしっかりとお伝えした中で、あとは保護者と子どもが生活のリズムを考えながら決めたことをこちらで示していただくという立場を取っていけるような形になるのではないかと考えています。

足立会長

- 大変うまくまとめていただいてありがとうございます。その他ないでしょうか。

平塚委員

- 放課後児童クラブの開所時間について、どうしても市町村間の格差があるかと思えます。民間の保育所が入っている地域ですと、保育所は保育時間が長くなっている傾向があります

が、児童館は早く終わってしまいます。利用しておられる保護者からお聞きしますと、もう少し各市町村の放課後児童クラブの開所時間が保育所並みの弾力性を持ってくれれば、非常に利用しやすくなるのですが、夕方のある時間に終わりですと言われてしまって利用しにくいという話をよくお聞きします。

実際、放課後児童クラブで働いておられる先生方の話では、本当はもう少し長い時間、子どもたちを見たいのだが、なかなか市町村でそれを認めてくれないため、早い時間に子どもたちを帰すように努力しているとお聞きします。その矛盾を何とか解消できればという話をよく聞きます。放課後児童クラブ等において、そういった社会の動きといいますか、利用される保護者のニーズに合わせた弾力的な対応ができるような体制はどうすればできるのか、ぜひ検討していただきたいと思っております。

足立会長

○ 検討事項としてあげていただきましたが、今お答えできることはございますか。

池川委員

○ 放課後児童クラブ、学童保育の時間延長に関しては、どこでも切実な問題になっています。国でも、保育緊急確保事業で18時30分以降に開所しているところについては、常勤化するための指導員の賃金分を加算していく補助制度を今年度から始めています。

宮城県内の状況としまして、女川町を例に出させていただきますが、指導員4人体制で、18時半までの制度設計はしています。しかし、実際には、今年度も3人で始まった指導員が夏休み明けに1人辞めてしまい、ずっと募集しているのですが2人の状態でやっており、確保できた時点からすぐに時間延長しますという話なのです。

各市町村にお聞きすると、今は回していくことが精一杯の状況であり、年度の途中でやめてしまって募集しても応募される方がいません。例えばあるクラブでは、月曜日から土曜日までの6日間開設しているのですが、そのクラブの指導員は2人です。最低2人となりますと、週2日の休みも取れない状態がずっと続いている。これは特殊というよりも宮城県内で蔓延している状況と思います。

時間を延ばしていくために、その先にあるものは指導員の確保であり、前回の会議でもこの話は散々出たところですが。今は時給を上げているところですが、それでもなかなか応募がないという市町村の担当者的話では、扶養控除の範囲内で働きたい方がおり、時給を上げると週に4日とか3日にしてくださいという人が出てきたりします。

国の流れは常勤になっていくと思っていたのですが、宮城県内の実態としては残念ながらそれとはかけ離れている状況です。常勤で学生が卒業と同時に勤められるところまでいけば変わってくると思うのですが、長期休みになると8時、8時半から始まって18時、18時半、19時までとなると、早番、遅番になり、月曜日から土曜日までの開設になると、かなりの人数を確保しなければならない。それが市町村担当者的つらいところと思っています。

足立会長

○ 平塚委員から放課後児童クラブの18時半以降に課題があるというお話をいただいて、そ

の背景を池川委員から解説いただきました。

放課後児童クラブについても柔軟に延長することができないかという御意見は非常に重要であると思いますので、ご検討をよろしく願いいたします。

それから、各委員御意見あるかもしれませんが、次の審議事項がございますので、それが終わって、もし時間があれば柔軟に対応したいと思います。

## (2)「新みやぎ子どもの幸福計画の達成状況について」

事務局より資料2を使用して説明

- 「新みやぎ子どもの幸福計画目標事業量の達成状況」となっておりますが、まず、関連指標といたしまして、本県の県政運営の基本的な指針である「宮城の将来ビジョン」の目標指標としている「合計特殊出生率」と「保育所入所待機児童数」について御説明いたします。
- 始めに、1人の女性が一生に産む子どもの平均数を示す「合計特殊出生率」につきましては、設定した平成29年の40に対しまして、平成25年の実績は1.34となっております。  
平成21年の1.25から上昇傾向にあります。出生数は、平成21年の18,988人に対しまして、平成25年の18,949人と増加していないため、少子化傾向は依然として続いている状況にあります。また、平成25年合計特殊出生率の全国平均値は1.43となっており、全国的に見ても低い状況が続いております。  
県といたしましては、引き続き現在策定中の「みやぎ子ども・子育て幸福計画（仮称）第Ⅰ期」により、宮城の将来を担う子どもの健全な育成と、安心して子どもを生み育てることができる地域社会づくりを総合的に推進していくこととしております。
- 次に、「保育所入所待機児童数」につきましては、平成21年の511人と比較し、平成25年の433人、平成26年の408人と減少傾向にあります。依然として待機児童が発生しております。  
こちらにつきましても、子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業支援計画でもある「みやぎ子ども・子育て幸福計画（仮称）第Ⅰ期」により、潜在的ニーズも含めた教育・保育の量の見込みに対応する提供体制の確保に努めることとしておりまして、国の待機児童解消加速化プランに掲げられている平成29年度末の待機児童解消に向けて取り組んでいくこととしております。
- なお、この2つの項目については、先ほど申しました策定中の計画において、計画の進捗状況等に関する評価や検証を行うための指標とすることとしております。
- 次に、「新みやぎ子どもの幸福計画」の目標事業量の達成状況について、御説明いたします。
- 平成21年度に現行計画を策定しました際に、27項目の目標事業量を設定しておりますが、達成すべき目標事業量に対しまして、御覧のようになっております。  
そのなかで、主なものを御説明いたします。

まず、1の「市町村児童館整備事業」につきまして、目標事業量は89か所としておりましたが、震災の影響等により6か所が休止している状況にあり、平成26年度実績見込みといたしましては73か所となっております。

次に、2の「一時預かり事業」、3の「放課後児童健全育成事業」、4の「ファミリー・サポート・センター事業」及び19から27までの保育に関する事業につきましては、達成できていない項目が複数ございます。

こちらにつきましては、引き続き「子ども・子育て支援新制度」において重点的に推進していくこととなっており、市町村が住民を対象に利用意向調査を実施し、潜在的ニーズも含めた向こう5年間の量の見込みを算出しており、それに対応する提供体制の確保に努めていくこととなっております。

次に、18の「いきいき男女・にこにこ子育て応援企業表彰」受賞企業数につきましては、平成23年度に表彰を取り止めた影響によりまして、目標事業量50社に対しまして、実績見込みは45社となっております。

なお、6から12及び14につきましては、この時期には把握することができない項目であることから、【確認中】としております。

足立会長

○ ただ今の事務局からの説明に対する御質問や御意見ありましたらよろしくお願ひいたします。

足立会長

○ では私のほうから一つよろしいでしょうか。御説明のあった19から26の保育に関するところについて、達成状況にでこぼこがあるようですが、これはどういうことでそうなったのでしょうか。

事務局

○ 達成状況が低いところについて御説明いたします。

家庭的保育事業につきましては、達成率が33.7%というところになっております。こちらは家庭的保育の担い手が仙台市にはいるようですが、仙台市以外ではなかなか見つからないことが普及しない原因と思っております。

特定保育事業につきましては、主にパートの方などを対象とした保育ということになりますが、こちらは新制度になりますと、パートの方も含めて、通常の保育所を使えるようになります。特定保育事業という事業自体はなくなります。通常の保育でそういった方の要望を満たすように、市町村で整備をしていくということになります。

夜間事業につきましては、需要も含めて、夜間の対応はなかなか人材的にも難しいと思っております。他の休日保育事業なども同様に保育士の確保が難しいと思っております。

保育所に行ったときに話を聞きますと、日曜日は保護者のどちらかが家にいるということで、それほど需要は多くなく、需要が多くないところに保育士を充てるということが難しいと聞いたことがあります。

病児・病後児保育につきましては、以前協議会で奥村委員からお話がありましたが、冬場などですと需要が多い一方で、季節によっては需要が少ない時期もあり、経営的に不安定であることが普及しない原因であると考えております。

足立会長

- 最後の病児・病後児保育に関しては、私が回っている限りでは結構ニーズはあると思っ  
ているのですが、一方で、御説明のとおりなかなか経営的なことを含めて難しいということ  
があると思います。しかし、公的に保障しないとお母さん方で困っていらっしゃる方が多いと  
思うので、奥村委員や他の委員からも御意見がありましたが、ぜひ達成率を上げていただき  
たいと思います。

清野委員

- 市町村の児童館整備事業について、震災の影響等による休止6箇所と御説明がありまし  
たが、事業そのものを廃止した市町村もあると思っております。

事務局

- 場合によっては、再開せずに廃止したということも有り得ると思っておりますが、県としては休  
止として把握しております。

清野委員

- 放課後児童クラブは、事業が特化された関係で増えてはいるのですが、児童館の整備が遅  
れている、あるいはそういう影響を受けて事業が進まないという方向になっているのではと  
危惧される部分があります。児童館整備についても、県として積極的に働きかけを行って  
いくということになっておりますので、ぜひその辺りのところも含めて検証していただければ  
と思っております。

足立会長

- 検証も含めて御検討いただきたいということですがよろしいでしょうか。  
その他、御質問、御意見ありませんでしょうか。

奥村委員

- 27番のショートステイ事業については、障害児のレスパイトなどと違って、親の旅行な  
どのためのものなのか。内容を教えていただきたい。

事務局

- ショートステイ事業は、国の資料をそのまま説明させていただきますと、新制度におきま  
しては地域子ども・子育て支援事業のうち、子育て短期支援事業の1つになっておりまして、  
保護者の疾病等の理由により家庭で養育を受けることが一時的にできない児童について、児  
童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業となっております。

足立会長

○ その他、ありませんでしょうか。

平塚委員

○ 一時預かり事業、あるいは休日保育事業、病児・病後児保育事業も含めて共通した問題があるのですが、実際に事業をやろうとした場合、なかなか運営的に難しいということがあります。例えば、一時預かり事業であれば、定期の利用はいいのですが、不定期の場合、突然のケースがあったり、慣れていない子どもが複数いると対応ができなかったりということがあります。どうしても慣れていない子どもの場合は、1人の子どもに1人の手がかかってしまい、十分な対応ができないということがあります。それでいて誰もいないときもあるという難しさの中で、この事業に対する補助金等は人件費を十分に賄えないという問題がいつもあります。一時預かり事業を実施しているところは、そういう問題を抱え、なかなか運営的には大変というケースも多いのではないかと思います。

そのため達成率77.8%というのが高いのか低いかわかりませんが、なかなか手を出すことができないところも多いと思いながら拝見しております。

休日保育事業あるいは病児・病後児保育については、何らかの形でその地域、地域で拠点を作っていただくことを考えていただいた方がいいと思っております。休日保育につきましては、日曜日だけでなく、聞くところによりますと某大手スーパーなどはお正月からお店をやっていて、しかも転勤で、御夫妻そろってそのスーパーにお勤めというケースも結構あるらしく、お正月から子どもを預けに来るというケースも聞いております。それができない地域もあって、どうしたらいいのだろうかということで悩んでおられるという話も聞いています。それが良いか悪いかというのは別にして、きめの細かい対応をしようとした場合、ここにお預かりするような形はなかなか現実的には難しいと思います。やはり地域、地域に拠点を作っていくという考え方が一番現実的ではないかと考えております。

病児・病後児保育事業につきましては、医療機関との連携が必要になってまいりますので、簡単には受けられない。それから、今の季節のように、インフルエンザが流行するような時期ですと、一か所の保育所で、その時だけ20人とかインフルエンザの子どもが来てしまうと対応できなくなってしまう。また、1つの特定の病気だけが流行する分にはまだいいのですが、インフルエンザと同時期に感染性胃腸炎などが流行するなど、様々な感染症が流行してしまうこともないとは限りません。そうしますと、一緒に子どもを置いておくことができなくなり、なかなか対応が困難になります。やはり医療機関等でいわゆる拠点を作っていただくというのが一番現実的であると思っております。

足立会長

○ ありがとうございます。3点ほどあったかと思えます。

一時預かり事業などについては、見込み数が読めないところで、一方で対応する保育士を採用しなければならないわけですが、その補助金等に限界がありますので、十分な数を確保できないといったことがございます。

そのほか、病児・病後児保育については拠点を作っていただきたいという御要望、休日保育事業についても同様と思いますが、これもこれまで恐らくいろいろところで御要望があったことかと思えます。

保育所、幼稚園が一時預かり等をやろうとした場合、職員に余裕を持たせないといけない事業ばかりです。それに対する補助金が十分ではないということが実際としてあって、今の御意見になっていると思えますので、十分に御検討いただくようお願いしたいと思います。

そのほか、達成状況に関する事で御質問等ございませんでしょうか。

ないようでしたら、(1)の最終案について御意見いただければと思います。

#### 君島委員

○ 資料1-3の3ページ目、児童虐待の防止について、計画では34ページ、35ページの喫煙の防止に関連するところです。

職業柄、大学生と日々関わっています。大学生なので成人になればたばこは吸えるのですが、中には1年生、2年生の未成年でもたばこを吸っています。そういう学生とたばこの話をしますと、高校生のうちから吸っていて、止められなくなっているという学生が非常に多いです。大学生になってから吸いはじめたというのはむしろ少数で、実は高校生のときから、勉強の合間に吸っていたという学生がいます。

34ページから35ページの喫煙に関する部分については、予防とか防止の観点からの記述になっているかと思えますが、止めたくても止められなくなってしまうという子どもも少なからずいると思えます。

禁煙外来について、国の施策との整合性もあり、そこまで踏み込んだ記述というのは難しいかもしれませんが、成人ですと禁煙外来を最近やっているクリニックが多くなっていて、インターネットで検索すると県内でも何箇所も出てきます。成人ですと保険が適用されて、自己負担はわずかで治療できるのですが、これが未成年となりますと全額負担になり、なおさら行くことができなくなります。喫煙を始めた年齢が低いほど依存度は高く、なかなか止められなくなるという話を聞いたことがありますので、児童の喫煙に関しては、予防や防止の観点も大事なのですが、喫煙の習慣がついてしまった子どもへの対応というところも、未成年でも保険が適用されて治療につながるような、そういったところも後々盛り込んでいただければと思います。

#### 足立会長

○ ありがとうございます。貴重なご意見を頂きました。これに対して事務局で何かお答えできるようなことはありますか。

#### 事務局

○ 計画に盛り込めるかというのは今後検討させていただきたいと思いますが、頂いた御意見につきましては、今回の受動喫煙防止ガイドラインを作成し、所管しております健康推進課に伝えたいと思います。

足立会長

- 他に御意見ありませんでしょうか。

池川委員

- 放課後児童クラブの開所時間が短いという話で、宮城県内の市町村の状況を皆さんにお伝えしておきたいと思っていることがあります。

沿岸部で被災の大きかった市町村では、先ほどお話ししましたように、指導員の確保ができなくて時間延長ができないのですが、それによって、平塚委員がおっしゃったように保育所からの連携ができないために、小学校に上がるときに他の市町村へ転居する人がいて、市外、町外への流出がかなりあるという話を聞いています。

例えば、女川町であれば、町内の産業が厳しい状況ですので、石巻方面に仕事に行かれていますのですが、17時、17時半に戻ってくるのは不可能ですので、小学校に上がる段階で石巻方面に転居されるそうです。それによって石巻市は逆に大規模化してニーズが非常に増えてしまって、次々と大規模分割をしている状況です。

沿岸部は、それでなくても交通の便が悪い状況で、通勤に時間がかかってしまい、迎えに行くのにも時間がかかっています。

単純に子育て世帯だけでなく、市民、町民が流出してしまうという大きな課題になっているので、何としても人材の確保を、被災した市町村だけに任せるのではなく、県全体として何か良い取組を、打開策を考えていただきたいと思います。

足立会長

- ありがとうございます。この会議の冒頭でも、山口保健福祉部次長から、被災地における子どもたちの健全育成ということでお話がありました。今のことも関連すると思いますが、事務局から何か今の御意見に対してありますか。

事務局

- 放課後児童クラブの開所時間につきましては、池川委員からもありましたとおり、新制度におきまして18時半以降に開所する放課後児童クラブに対しては加算が新しくできまして、1年前倒しで今年から補助事業が始まっています。ただ、運営費の加算があったとしても、人が確保できないと実際には運営できないという状況になるとのことでしたので、県といたしましては、状況の把握に努めまして今後の検討課題とさせていただきます。

池川委員

- よろしく願いいたします。

足立会長

- それではですね、議事の次第でいきますと、説明事項(1)、(2)については終了させていただきますのでよろしいでしょうか。

それでは、(3) その他ですね、(1)(2) 以外のその他で、委員の先生方御意見ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

佐藤（宏）委員

○ 折角の機会ですから申し上げたいのですが、保育所というものの位置づけは福祉施設という論拠付けで、例えば、保育料を3ヶ月滞納しても退所させられないとか、19時まで迎えに来てくださいと言っても、19時過ぎても迎えに来ない親にペナルティーを科せないということがあります。その理由が福祉施設だからということになります。

私は保育園と幼稚園をやっておりますが、幼稚園はペナルティーを頂いております。そして3ヶ月未納の場合は退園という園則を持っています。それが認定こども園になりますと保育所、福祉の方に合わせられそうな感じなのです。自分の都合で遅れてくる場合であっても何らペナルティーを科せない一方で、こちら側としては、職員に残業手当を支給しますというアンバランスさがあります。

福祉施設に位置づけられた保育所の機能をもう一度見つめ直していただきたいと思えます。ほとんどが共稼ぎという理由で保育所の利用者が多いはずですが、本当に福祉的に必要なのは1割、これは平塚先生からお聞きしたいところですが、本当に少ないです。通常の子どもを預かる施設になっていて、幼稚園とも機能的に違いはない。しかし、役所が違うが故にそういった当然と思っている部分ができないジレンマといいますか、その辺りを分かっていたいただきたいと思えます。

足立会長

○ ありがとうございます。大きな課題ですけれども、平塚先生から何かありますか。

平塚委員

○ 以前のこの会議の際にも申し上げましたが、いったいどれくらい保育所の保育を必要とされる方がいるのか正直分かりませんが、保護者の中には保育所に入れるために仕事を見つけてくる方が毎年相当数いると思えます。それが本当に働かなくちゃいけないのか、そういう調査はしたことがないですし、できる状況ありませんのでどちらなのかよく分かりません。

ただ、保護者と話しておりますと、子育てに対する負担感という話を前に申し上げましたが、負担感を感じておられる方が非常に多くて、子育てを喜びとして感じられない御家庭が多いということに大きな問題があるような気がしております。

本当に必要か、必要じゃないかという割合はわかりませんが、その負担感がどうも先に立ってしまっていて、喜びが無くてしまっているがために、保育所をいろんな理由で利用されている方が増えているのは否定できないのではないかと感じております。そういう意味で、いろいろなことを考えるというのは大切なことと思えますが、本当はもっと、家庭の支援、預けるのではなくて、子育ての機能の支援ができるような仕組みが、本当はできるのではないかと思えます。

両親が子どもを育てるといのが本当にいいのかというような、そうすべきなのかということについても議論があるところですが、昔に戻ると、今のような核家族時代の前は、大家

族みんなで子育てをしていたという時代がありましたし、また地域も子育てに関わっていました。今はすべて両親に子育てを押し付けてしまっているという問題も確かにあると考えますと、何らかの形で支援はしていかなければなりません。大家族だったときの子育て機能、あるいは地域の子育て機能も代わってしなければならないのですが、それが保育所など何らかの施設の利用や、何らかの事業の利用だけでいいのだろうかといつも思っております。なかなか難しい問題があるような気がいたします。

足立会長

- ありがとうございます。家庭の子育て機能の問題でご意見を頂きました。その前に、佐藤（宏）委員から幼稚園はペナルティーを科せるが、保育所は科せれないということについて、これは認定こども園になったときにどうなるのかという重要な御指摘になります。場合によっては次の子ども・子育て会議になるかもしれませんが、これは保育所からはよく聞いていることで30分、40分遅れても、注意はするけれどもそれ以上のことはできないということとはよく聞きます。一方で、幼稚園はそういったことができるというところがどうなのかというのは重要な御指摘だと思いますので、これについては何らかの御回答を頂けるように御準備いただければと思います。今の段階で何かお答えできることはありますか。

事務局

- 委員からお話がありましたとおり、保育所はあくまで児童福祉施設で、幼稚園は学校ですので役割は違います。保育所はあくまで保育を必要とする子を預かる施設になりますので、基本的に保育料も保護者の所得に応じた応能負担ということになっておりますし、仮に滞納があったとしても、保育を必要とするという状況に変わりはありませんので、やはり通所することが必要であると考えております。

ただし保育所の場合、児童福祉法で保育料の強制徴収ができるはずですので、そこは学校である幼稚園と制度そのものが違うと考えます。

足立会長

- 基本的な考え方について御説明いただいたと思います。  
先ほどの佐藤（宏）委員の御質問に答えいただけるように、後日で結構ですのでお願いしたいと思います。  
それでは、委員の皆様、貴重な御意見どうもありがとうございました。これで終了させていただきます。

※事務連絡等

## 8 閉会

司会（子育て支援課 江間副参事兼課長補佐）

- 以上を持ちまして宮城県次世代育成支援対策地域協議会を終了させていただきます。本日はお忙しい中、誠にありがとうございました。